

二 識別番号及び暗証番号を用いる方法
三 氏名又は名称及び住所を証するに足りる書面を提示させる方法

(確認事項)

第六十二条の二の四

法第九十六条の二の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条第四項、法第七十五条第五項又は法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。に規定する事項の提供をした者が本人であること。
二 法第七十五条第五項に規定する事項の提供をした者が同条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者であること。
三 法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供をした者が指定自動車整備事業者であること。

(登録の申請)

第六十二条の二の五

法第九十六条の二の規定により登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 情報処理業務を行うとする事業場の名称及び所在地
三 情報処理業務の開始の予定日
四 自動公衆送信において登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者を識別するための文字、番号、記号その他の符号
五 提供を受けようとする法第七十四条各号に掲げる規定に規定する事項の別
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 個人にあつては住民票の写し
三 法人にあつては役員の名簿及び履歴書
四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
五 情報処理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
六 登録申請者が法第九十六条の三各号に該当しないことを信じさせるに足る書類
七 登録申請者が法第九十六条の四前段の電子計算機及びプログラムを有することを証する書類
八 その他参考になることを記載した書類
(登録情報処理機関登録簿の記載事項)

第六十二条の二の六 法第九十六条の四第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務を行う事業場の名称
二 情報処理業務の開始の日
(登録情報処理機関登録簿の閲覧)

第六十二条の二の七

登録情報処理機関登録簿は、国土交通省に備えて公衆の閲覧に供するものとする。

(公衆の閲覧に供する事項)

第六十二条の二の八

法第九十六条の四第四項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 登録年月日及び登録情報処理機関登録簿に記載された登録番号
三 情報処理業務に関する約款及び料金
四 情報処理業務を行う事業場の名称及び所在地
五 提供を受ける法第七十四条各号に掲げる規定に規定する事項の別

(登録の更新)

第六十二条の二の九

第六十二条の二の三から前条までの規定は、法第九十六条の五の登録の更新について準用する。

(情報処理業務の実施基準)

第六十二条の二の十

法第九十六条の六第二項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 情報処理業務の用に供する電子計算機（以下この条及び第六十二条の二の十四において「情報処理設備」という。）を不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。第六十二条の二の十四第四号において同じ。）から防御するための措置を講ずること。
二 情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置を講ずること。
三 従業者に対し、情報処理業務の実施のために必要な教育及び訓練を施すこと。

四 法第九十六条の二の規定により提供を受けた事項を記録する磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下この号及び第六十二条の二の十四第七号において同じ。）に記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクを調製すること。
五 情報処理設備の故障その他の事由により情報処理設備の機能が支障が生じた場合に、速やかに当該支障を除去することができるための措置を講ずること。

六 情報処理業務を委託する場合は、当該委託した業務が前各号に掲げる基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
(情報処理業務を委託することができる場合)

第六十二条の二の十一 法第九十六条の六第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる基準に適合する者に委託する場合とする。

一 電子計算機及び委託を受けた情報処理業務に必要なプログラムを有すること。
二 法第九十六条の三各号のいずれにも該当しないこと。
三 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、委託を受けた情報処理業務を行うこと。
四 公正に、かつ、前条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する方法により委託を受けた情報処理業務を行うこと。
五 自ら委託を受けた情報処理業務を行うこと。

(登録事項の変更の届出)

第六十二条の二の十二 登録情報処理機関は、法第九十六条の七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする日
三 変更の理由

(役員の選任及び解任の届出)

第六十二条の二の十三 登録情報処理機関は、役員を選任又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 選任した役員の氏名又は解任した役員の氏名
二 選任の場合にあつては、その者の履歴
三 解任の場合にあつては、その理由
(業務規程)

第六十二条の二の十四 法第九十六条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務の実施方法に関する事項
二 情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
三 情報処理業務を行う時間及び休日に関する事項
四 情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
五 情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置に関する事項
六 従業者に対する教育及び訓練の実施に関する事項